

(仮称) お部屋探しサポート協力店制度について

令和2年7月に開設した多摩市居住支援相談窓口（以下「窓口」）において、相談者（住宅確保要配慮者）に紹介できる物件を増やすために「(仮称) お部屋探しサポート協力店（以下「協力店」）」制度を創設したいと考えています。

本制度は、多摩市居住支援相談窓口から、あらかじめ本制度による協力店として登録した不動産店に、相談者が希望する物件探しを依頼し、紹介できる物件を持っている不動産店を相談者に紹介することで、住宅確保要配慮者の居住支援に理解をいただける事業者を発掘し、相談者に紹介できる物件を増やすことが目的です。

制度概要(案) (◆は要検討事項)

- ①不動産店が「(仮称) お部屋探しサポート協力店」制度による協力店に登録する。
 - ◆登録項目に、「受入れ対象者」を含めるか
 - ◆市ホームページで公表する項目は【A. 店名 B. 店舗所在地 C. 電話番号 D. FAX番号 E. メールアドレス F. 店舗ホームページURL G. 受入れ対象者】
- ②窓口が協力店に、相談者や希望条件等の情報を電子メールで送信する。適宜個別店舗に照会することも可能。
 - ◆一斉メールの送信先は【A. 全店に一斉送信 B. 受入れ対象が合致する全店に送信】
- ③紹介できる物件がある不動産店は返信・連絡する。紹介できる物件がない場合は返信不要。
- ④窓口と当該不動産店で連絡・調整を行い、相談者に当該不動産店を紹介する。

≪① 受入れ対象者の登録についての意見≫

第2回協議会（書面会議）では「受入れ対象者を登録する」に賛成2名、「受入れ対象者を登録しない」に賛成2名でした。

いただいた意見の要旨（「受入れ対象者を登録しない」に賛成の意見）

- ・最終的にオーナーの意向で決まるのなら、事業者の所で限定する必要はないのでは。
- ・一義的には協力店であることが公表されればよいと考える。協力店の情報が市ホームページで公開されるなら、あえて受入れ対象者まで登録する必要はないのでは。

≪② 窓口が物件照会を行う際の、電子メール送信方法についての意見≫

上記②について、第2回協議会（書面会議）では、「メールを全協力店に一斉送信する」に賛成1名、「協力店に個別に連絡する」に賛成0名、「両方を適宜使い分ける」に賛成4名でした。

いただいた意見の要旨

- ◆一斉送信のみは実効性に疑問。個別連絡のみは協力店としての認識が薄まる。両方行うべき。
- ◆両方をケースバイケースで対応できると相談者に寄り添った支援ができるのでは。
- ◆両方を適宜使い分けるのが良さそう。実際に運営しながらフィードバックできる方法を構築するのが良いと思う。
- ◆一斉送信に対して返信必須とするなら、対象外の事業者に無駄な事務作業が生じる。だが登録店である以上、情報は送信すべきという考え方もある。

